

令和 3 年 第 4 回
上小阿仁村議会定例会

会 議 録

令和 3 年 9 月 7 日 (開会)

令和 3 年 9 月 16 日 (閉会)

14時48分 再開

○議長（伊藤敏夫） 再開します。

日程第5 議案第1号 上程・採決

○議長（伊藤敏夫） 日程第5 議案第1号 特定教育・保育施設等の広域利用に関する契約の専決処分報告についての件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。

はい、教育委員会事務局長。

○教育委員会事務局長（小林博隆） 提出議案をお願いします。

1ページ・2ページをお願いします。議案第1号 特定教育・保育施設等の広域利用に関する契約の専決処分報告について。特定教育・保育施設等の広域利用に関する契約を、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定により別記のとおり報告し、承認を求めるものでございます。

2ページをお願いします。専決第7号 専決処分書 三種町が保育を実施する児童に上小阿仁村立かみこあに保育園を使用させることに関する契約を、地方自治法第179条第1項の規定により別記のとおり専決処分する。専決の月日は令和3年7月29日でございます。

次のページをお願いします。3ページ・4ページは、これに関する契約書をなっておりますので、ご覧いただきたいと思っております。契約は、令和3年7月29日の契約でございます。

説明は以上です。

○議長（伊藤敏夫） これより質疑を行います。質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 質疑がないので、質疑を終結いたします。

議案第1号 採決

○議長（伊藤敏夫） 議案第1号 特定教育・保育施設等の広域利用に関する契約の専決処分報告について承認を求める件を採決いたします。

本案は、討論を省略し、報告どおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 異議なしと認めます。よって本案は報告どおり承認されました。

日程第6 議案第2号から日程第13 議案第9号 上程・付託

○議長（伊藤敏夫） 次に、日程第6 議案第2号 令和2年度上小阿仁村一般会計歳入歳出決算の認定についての件から、日程第13 議案第9号 令和2年度上小阿仁村後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についての件まで、8件を一括議題といたします。提案理由の説明を求めます。

はい、総務課長。

○総務課長（田村秀幸） 別冊になっております、令和2年度上小阿仁村各会計歳入歳出

決算書をお願いします。

2 ページ、3 ページをお開き願います。議案第 2 号の一般会計から、議案第 9 号の特別会計まで、歳入歳出決算の認定議案の詳細につきましては、常任委員会におきまして各担当課長が行いますので、ご覧いただいております各会計別の歳入歳出決算総括表でご説明させていただきます。

議案第 2 号 令和 2 年度一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。

収入済額 29 億 2,257 万 4,190 円。支出済額 27 億 9,117 万 8,052 円。差引額 1 億 3,139 万 6,138 円であります。

次に議案第 3 号 国民健康保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

収入済額 3 億 2,863 万 1,781 円。支出済額 3 億 2,863 万 795 円。差引額は 986 円であります。

次に議案第 4 号 国民健康保険診療施設勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

収入済額、支出済額、いずれも 1 億 1,251 万 60 円で、差引額は 0 でございます。

次に議案第 5 号 簡易水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

収入済額 7,979 万 8,142 円。支出済額 7,852 万 9,404 円。差引額 126 万 8,738 円であります。

次に議案第 6 号 農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

収入済額 6,355 万 7,882 円。支出済額 6,302 万 2,640 円。差引額 53 万 5,242 円であります。

次に議案第 7 号 下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

収入済額 6,001 万 9,020 円。支出済額 5,917 万 1,949 円。差引額は 84 万 7,071 円であります。

次に議案第 8 号 介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

収入済額 5 億 4,015 万 9,790 円。支出済額 5 億 414 万 7,466 円。差引額は 3,601 万 2,324 円であります。

次に議案第 9 号 後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。

収入済額 4,410 万 732 円。支出済額 4,350 万 6,632 円。差引額は 59 万 4,100 円であります。

次に、決算書の 293 ページをお願いします。

財産に関する調書について、ご説明をさせていただきます。

内容につきましては、294 ページ・295 ページになります。各財産の種類別に前年度末現在高、年度中の増減高、年度末現在高を記載しております。

1 公有財産であります。(1) は、村が所有する土地及び建物の面積であります。い

ずれも増減はありませんでした。296 ページをご覧ください。(2) 山林であります。これについては面積、立木の推定蓄積量となっております。面積につきましては、増減はありませんでした。立木の分収造林の件は、生長による増と、伐採により減を相殺し、8,945 m³の減と推定しております。その他造林地の増については、成長率を加味したものであります。(3) 有価証券であります。これにつきましては、増減がありませんでした。(4) 出資による権利であります。これにつきましても、増減はありませんでした。

298 ページ、299 ページをご覧ください。2 物品の車両であります。これにつきましては、いずれも車両の更新はございません。

最後のページをお願いします。3 の債権であります。これにつきましては、奨学金の貸付金になります。貸付よりも返還分が多く、129 万 6,000 円の減で、年度末現在残高が 3,071 万 3,000 円になります。

最後に基金の状況であります。表の真ん中の決算年度中増減高をご覧ください。それぞれの基金において、年度中の積み立てや、取り崩しが行われております。合計欄を見ていただきますと、積み立ての合計が 2 億 3,888 万 3,000 円。取り崩しの合計が 1 億 1,828 万 3,000 円で、決算年度末現在高が 46 億 2,002 万 8,000 円となっております。

なお、決算書資料といたしましては、主要施策の成果と予算の執行実績報告書を別冊で配布させていただいております。各会計の決算概要、主な事業の決算額の説明、それと平成 21 年度から令和 2 年度までの各会計決算の推移について、それから地方債の状況について記載しておりますので、今後の審議の際に併せて、ご覧いただければと思います。

説明は以上でございます。

監査報告

○議長（伊藤敏夫） ここで監査委員の監査報告を求めます。はい、代表監査委員 鈴木義廣氏。

（代表監査委員 登壇）

○代表監査委員（鈴木義廣） それでは決算審査意見書の綴りをご覧くださいと思います。

1 ページをお開きください。この決算審査意見書については、8 月 25 日付で村長に提出しております。

令和 2 年度 上小阿仁村歳入歳出決算審査意見書

地方自治法第 233 条第 2 項の規定により、令和 2 年度上小阿仁村一般会計、他 7 会計の歳入歳出決算並びに関係書帳簿、証書類を審査した結果、下記のとおり報告いたします。

記

1. 審査期間 令和 3 年 8 月 2 日（月）から 8 月 6 日（金）まで 5 日間
2. 審査対象 令和 2 年度上小阿仁村一般会計歳入歳出決算。同じく、国民健康保険

事業勘定特別会計歳入歳出決算。同じく、国民健康保険診療施設勘定特別会計歳入歳出決算。同じく、簡易水道事業特別会計歳入歳出決算。同じく、農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算。同じく、下水道事業特別会計歳入歳出決算。同じく、介護保険事業勘定特別会計歳入歳出決算。同じく、後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の8会計であります。

3. 総括意見 各会計歳入歳出決算に係る証書類等について、例月出納検査並びに令和3年8月2日から8月6日までの決算審査において、帳票並びに証書類と照合し審査した結果、収支とも正確ですべて正当と認めます。

なお、審査の結果の詳細は、次のとおりです。

4. 一般会計

(1) 財政の推移

(イ) 令和2年度一般会計決算歳入総額29億2,257万4,000円、歳出総額27億9,117万8,000円であり、歳入歳出差引額は1億3,139万6,000円となっております。繰越財源がなかったため、差引実質収支額、次のページになりますけれども、1億3,139万6,000円となっております

なお、単年度収支が1,013万9,000円で、財政調整基金積立金6,094万9,000円、財政調整積立金取崩額8,866万7,000円を調整すると、実質単年度収支はマイナス1,757万9,000円の決算になります。

(ロ) 決算規模を前年度と比較すると、歳入では4億882万9,000円の増額、歳出では4億279万8,000円の増額となり、前年対比では歳入で116.3%、歳出で116.9%と、前年度を上回る決算額となっております。

(2) 財政収支の状況であります。

令和2年度における歳入歳出の状況は、次表のとおりとなっておりますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

(3) 財政運営の状況

(イ) 歳入 経常的収入のうち、一般財源は16億8,343万円であり、歳入総額の57.6%で、前年度より8,047万5,000円の増となっております。

その主なるものは、地方交付税の増額によるものです。

(ロ) 歳出 経常的な歳出のうち、一般財源は16億3,071万3,000円で、歳出総額に占める割合は58.5%となっております。

また、経常収支比率は94.5%で、前年度より2.5ポイント増となっております。

次のページになります。

(4) 収入未済状況

令和2年度収入未済額は、総額1,313万4,000円で、調定額の0.45%です。

村税未収金総額は736万7,000円で、前年度より23万1,000円減っており、村税総額の調定額に対する収納率は95.3%で前年度と同じになっています。

また、現年度分の収納率は村民税99.5%、固定資産税98.5%、全体的には99.0%で

あり、同じく滞納繰越分についても、調定額に対する収納率は13.1%、徴収額は99万4,000円（元年度26.5%、徴収額235万円）で収納率では前年度と比較すると13.4ポイント低くなっています。

滞納者は長年にわたり固定化しており、差し押さえ等の法的措置も含めた対応を講ずるなど特段の努力を強く要望します。

住宅使用料の滞納は8人で、現年度分125万5,600円、過年度分432万7,200円であり、過年度分は減少したものの現年度分が増加し、合計額は昨年度と同じ水準の多額な未納額となっています。村税同様、他市町村の事例も参考にしながら、連帯保証人への督促や退去措置を含めた強い改善策が必要であり、早急に解消対策をお願いします。

また、保証人をはじめ、返還を伴う貸付金等については、十分審査の上、対応するよう要望します。

収入未済額の推移は次表のとおりとなっておりますので、後ほどご覧いただきたいと思ひます。

（5）公債費

令和2年度の公債費は2億4,590万6,000円で、長期債に対する元金・利子は、前年度より40万4,000円増えています。

また、公債費比率は3.0%で、前年度より0.1ポイント下回っています。

公債比率の推移は、次表のとおりということで、次のページになります。4ページになります。この表の公債比率につきましては、決算統計上の数値となっておりますので、ご了承ください。

（6）投資事業

令和2年度の投資的経費の決算額は1億6,972万3,000円で、すべて普通建設事業費となっており、歳出に占める割合は6.1%で前年度より5.5ポイント下回っています。

また、投資的経費に充当された一般財源は7,645万9,000円、前年度比129万円の減となっています。

（7）不納欠損処分

令和2年度の不納欠損処分は、時効による不納欠損として、村民税が平成27年度分3万9,618円、固定資産税が平成27年度分59万8,300円、軽自動車税が平成27年度以前分で1万6,600円となっています。また、時効前でも相続放棄等を理由とした不納欠損が、村民税15万7,523円、固定資産税が14万4,300円となっております。

不納欠損の理由及び手続きについては、村の徴収金処分審査委員会で審査されているようですが、事前の対応強化に努めるなど、税負担の公平性を欠くことがないような取り組みを期待します。

年度別の不納欠損の推移は次表のとおりとなっておりますので、後ほどご覧いただきたいと思ひます。

（8）不用額

令和2年度の不用額は、総額1億5,233万5,000円で、前年度より1,814万2,000円

と大きく増加し、多額になっています。これは、各課全般に共通するもので、予算の承認を求めた議会に対する信義とともに、適正な予算管理の観点からも、請負差額等多額の不用額が想定される場合には、決算見込みをある程度確定し、速やかに減額補正を行うよう強く望みます。

なお、次の表につきましては、年度別不用額の推移となっておりますまで、後ほどご覧いただきたいと思ひます。

(9) 基金の管理運用

年度当初における基金総額は44億9,942万8,000円、年度中の積立金2億3,888万3,000円、取崩額1億1,828万3,000円により、令和2年度末現在では46億2,002万8,000円となり、1億2,060万円の増です。

5. 特別会計

令和2年度各会計の歳入総額は12億2,877万7,000円、歳出総額11億8,951万9,000円の決算となっています。

各会計の収支状況は次表のとおりとなっておりますので、後ほどご覧いただきたいと思ひます。

(1) 国民健康保険事業勘定特別会計

歳入総額3億2,863万2,000円、歳出総額3億2,863万1,000円、歳入歳出差引額1,000円の決算となっています。

国保会計については、基金保有高は1億925万5,000円あるものの、未納額が481万5,000円と多く、今後も基金の取り崩しが予想されます。

今後は、未納額の減少と収納率を向上させるために国保運営委員会に諮り、国民健康保険法施行規則を準用し、滞納額が多い場合については、短期保険者証交付者でも資格証明書発行への切り替えをするなど、厳しい処置をとるなどの改善が必要と思われま

す。

次のページをお願いします。併せて、145万円の不納欠損についても、村税同様、慎重に取り計らうようお願いします。

(イ) 国民健康保険税の状況であります。

国民健康保険税の収納率、収入未済額、不納欠損額の推移は次表のとおりとなっておりますので、後ほどご覧いただきたいと思ひます。

令和2年度の収納率は、表のとおり前年度を1.8ポイント上回っています。また、現年度分の収納率も98.27%と前年度より1.50ポイント上回っております。引き続き納税者の公平の確保と事業の健全な運営を図ってください。

(ロ) 保険給付の状況であります。

事業の根幹となる保険給付費の推移は、次表のとおりとなっておりますので、後ほどご覧いただきたいと思ひます。

(2) 国民健康保険診療施設勘定特別会計

歳入総額1億1,251万円、歳出総額同じく1億1,251万円、歳入歳出差引額は0円と

決算となっています。

患者数は医科、歯科あわせて年間延数で7,675人、前年度より75人減少しております。コロナ禍での診療控えや電話診療による外来者数の減少があったとはいえ、患者数は減少の傾向にあります。診療収入は3,633万9,000円（前年度3,980万9,000円）で、前年度より347万円減少しています。

次のページになります。

歳入歳出差引額、いわゆる形式収支額はゼロ決算になっていますが、一般会計からの繰入金が5,576万7,000円、うち、コロナ対応に係る国の交付金が1,052万9,000円含まれており、実質収支はマイナスの4,523万8,000円であります。村民の健康保持に必要な医療を提供する目的で設置された特別会計であり、単なる企業性を追求するものではありませんが、外来収入が全てであり、関係者一丸となつての診療収入を増やす努力が必要と思われまふ。

特に、歯科については、平成28年度と比較して患者数は5割減、診療報酬は6割減となっておりますので、早急な対策を講ずるようお願いいたします。

次の表は、診療所会計の患者数・診療収入・繰入額の推移となっておりますので、後ほどご覧いただきたいと思ひます。

（3）簡易水道事業特別会計

歳入総額7,979万8,000円、歳出総額7,852万9,000円、歳入歳出差引額126万9,000円の決算であります。特別会計は独立採算性の基本原則を踏まえ、適正な受益者負担の確保を図り、収支均衡に努めるべきです。

また、使用料の未納が293万2,000円あり、対前年比で58万円増えておりますので、早期徴収に努めてください。

（4）農業集落排水事業特別会計

歳入総額6,355万8,000円、歳出総額6,302万3,000円、歳入歳出差引額53万5,000円の決算ですが、使用料の未納が242万4,000円あり、前年と同水準で多額となっておりますので、早期徴収に努めてください。

次のページをお開き願ひます。

（5）下水道事業特別会計

歳入総額6,001万9,000円、歳出総額5,917万2,000円、歳入歳出差引額84万7,000円の決算ですが、使用料の未納が35万5,000円ありますので、早期徴収に努めてください。

（6）介護保険事業特別会計

歳入総額5億4,015万9,000円、歳出総額5億414万7,000円、歳入歳出差引額3,601万2,000円の決算ですが、実質単年度収支は2,904万2,000円あります。介護保険料の収納率は、普通徴収現年度分で96.22%と前年度より8.33%上回っております。

また、滞納繰越分が13.33%で前年度より3.71%の減となっているほか、収入未済額

34万9,000円については、早期徴収に努めてください。

(7) 後期高齢者医療特別会計

歳入総額4,410万1,000円、歳出総額4,350万7,000円、歳入歳出差引額59万4,000円の決算です。

6. 決算審査の総評

一般会計及び特別会計を通じ、その計数には誤りはなく、証拠書類は適切に処理され妥当と認めます。歳入については地方交付税53.1%、国県支出金が22.1%、村債が3.0%で歳入総額の78.2%が占められております。自主財源が乏しく厳しい財政状況であります。

滞納者は村税、国保税、住宅使用料、農業集落排水使用料、介護保険料とも、長年にわたり固定化しているため、前段で申し上げましたとおり、その対策を早急に講じてください。

国内景気は、輸出の増加傾向を背景に製造業は堅調であるものの、新型コロナウイルス感染拡大に伴う、度重なる緊急事態宣言の活動制約継続によって、サービス消費等が重石となり、非製造業が低迷持続しております。ワクチン接種が進むにつれて、景気の持ち直しが期待されておりますが、まだまだ不透明な状態です。当地域では、生産人口や生産額は年々減少傾向にありますので、財源確保のため尚一層の努力を望むところであります。

経常収支比率は94.5%、昨年度は92.0%と財政構造の指標比率の、概ね70%~80%が適当であるとの範囲を超えており、財政構造の硬直化が進んできております。今後の厳しさを考慮すると、経費の節減は勿論のこと行政の簡素化、効率化に努め、将来を展望した計画的な行財政運営によって、健全な財政の維持確立を図られることを望みます。

なお、11ページ以降につきましては、地方公共団体の財政健全化審査意見書並びに地方公営企業の経営健全化審査意見書となっております。

13ページをお開き願います。

令和2年度上小阿仁村財産健全化審査意見書

地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき監査を実施しております。

2の審査結果にあるように、下記健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めております。

なお、この表につきまして、数値があがっているのが、③の実質公債費比率6.1%であります。これは過去3年間の平均で、これが18%以上になると、起債の許可団体、25%以上になると起債の借入れが難しくなってきますので、十分留意していただきたいと思っております。

個別意見としましては③にあるように、上小阿仁村の場合6.1%ですので、良好な財政状況にあると思っております。

次のページ、14ページにつきましては、後ほどご覧いただきたいと思っております。

15 ページから 17 ページまでは、簡易水道、農業集落排水、下水道の公営企業の健全化に関する審査意見書となっております。

いずれも一般会計からの繰入れがあるため、資金不足比率の数値はあがってきていますが、今後は、一般会計からの繰入金を削減していくよう、望むものであります。

以上、決算審査意見の報告とさせていただきます。

○議長（伊藤敏夫） これより総括質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 2 号から議案第 9 号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 14 議案第 10 号 上程・付託

○議長（伊藤敏夫） 日程第 14 議案第 10 号 令和 3 年度上小阿仁村一般会計補正予算についての件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。はい、総務課長。

○総務課長（田村秀幸） 定例会提出予算関係議案の 1 ページをお開きいただきたいと思っております。

議案第 10 号でございます。令和 3 年度上小阿仁村一般会計補正予算であります。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 7,681 万 5,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 29 億 293 万円とするものであります。

8 ページ、9 ページをお開き願います。補正予算の主なものをご説明いたします。歳入であります。

10 款 1 項 1 目 地方交付税 1 億 5,074 万 5,000 円の追加であります。普通交付税の額の確定によるもので、これにより地方交付税の額は 16 億 4,074 万 5,000 円となります。今年度の普通交付税の配分につきましては、市町村分の平均で、1.4%増となった中において、本村は 10.9%の増となっております。

18 款 繰入金 1 項 特別会計繰入金 2 目 介護保険事業勘定特別会計繰入金 2,024 万 6,000 円の追加であります。これは前年度事業の精算によるものであります。昨年度に多く繰入れした分を返すものでございます。

同じく 18 款 2 項 基金繰入金であります。1 目 財政調整基金繰入金 1,253 万 8,000 円の減額。7 目 減債基金繰入金 7,453 万 5,000 円の減額。合わせて 8,707 万 3,000 円の減額でございます。これは当初予算と、6 月補正予算の財源不足分として計上しておりましたが、交付税の増や繰越金により、取り崩しが不要になったことによるものであります。

10 ページをお願いします。19 款 1 項 1 目 繰越金 8,139 万 6,000 円の追加でございます。1 節 繰越金で、前年度繰越金として追加するものでございます。

12、13 ページをお願いします。歳出でございます。

2 款 総務費 1 項 総務管理費 5 目 財産管理費 1,173 万 3,000 円の追加でありま

す。14節 工事請負費 572万8,000円のうち、旧教職員住宅解体工事が186万7,000円でございます。所管替えによりまして、教育費から組み替えするものであります。保健センター内部改修工事386万1,000円でございます。全協で申し上げましたとおり、職員の移転に伴う、改修工事となります。同じく備品購入費565万7,000円につきましても、業務に必要な備品関連の予算を計上しております。

15目 財政調整基金費6,570万円の追加。16目 減債基金費8,016万5,000円の追加であります。今回の補正余剰分として、積み立てるものであります。

16、17ページをお開きください。

6款 農林水産業費 2項 林業費 4目 造材事業費835万2,000円の追加です。12節 委託料として474万2,000円の追加。これは林業専用道開設のための支障木伐採事業であります。また、14節 工事請負費として361万円の追加であります。仏社国見沢線になりますが、延長が1,000mから1,070mに延びたものであります。

以上、主なものを申し上げましたが、詳細につきましては、総務産業常任委員会においてご説明申し上げますので、よろしく願いいたします。

以上でございます。

○議長（伊藤敏夫） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第10号は、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第15 議案第11号から日程20 議案第15号 上程・付託

○議長（伊藤敏夫） 次に日程第15 議案第11号 令和3年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算についての件から、日程第20 議案第16号 令和3年度上小阿仁村後期高齢者医療特別会計補正予算についての件まで、6件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。診療所事務長。

○診療所事務長（中島英樹） それでは同じく、予算関係議案の23ページをお開きください。

議案第11号 令和3年度上小阿仁村国民健康保険診療施設勘定特別会計補正予算であります。

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億2,295万9,000円とするものであります。

内容につきましては、30ページ、31ページをお開きください。歳入であります。

3款 1項 1目 繰入金70万4,000円の追加です。これは一般会計からの繰入金です。

続いて、32、33ページをお開きください。歳出でございます。

1款 総務費 1項 施設管理費 1目 一般管理費3万円の追加です。13節 使用料

及び賃借料 3 万円の追加で、これは小沢田テレビ組合受信施設組合の大規模改修工事の負担額の変更によるものです。

2 款 1 項 1 目 医業費 67 万 4,000 円の追加です。17 節 備品購入費 67 万 4,000 円の追加は、X線画像診断システム導入にかかる、仕様変更によるものです。

以上です。よろしく申し上げます。

○議長（伊藤敏夫） 次ぎに産業課長兼建設課長、説明をお願いします。

○産業課長兼建設課長（加藤浩二） 同じく 35 ページをお開きください。

議案第 12 号 令和 3 年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）でございます。

令和 3 年度上小阿仁村簡易水道事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 126 万 8,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 4,485 万 2,000 円とするものでございます。

42 ページ、43 ページをお開き願います。歳入であります。

4 款 1 項 1 目 繰越金 126 万 8,000 円を増額でございます。前年度繰越金でございます。

次のページをお願いいたします。歳出であります。

1 款 総務費 1 項 簡易水道管理費 1 目 統合地区管理費でございます。126 万 8,000 円を増額で、主なものは、前年度繰越金の 2 分の 1 の額を、24 節 積立金に、基金積立金として計上するものでございます。その他、需用費に修繕料として 61 万円。役務費の方に、手数料として 2 万 3,000 円を追加するものでございます。

次のページをお願いします。

議案第 13 号 令和 3 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）であります。

令和 3 年度上小阿仁村農業集落排水事業特別会計補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 53 万 5,000 円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 6,298 万 3,000 円とするものであります。

54 ページ、55 ページをお開きください。歳入です。

4 款 1 項 1 目 繰越金 53 万 5,000 円の追加は、前年度繰越金でございます。

次のページをお願いいたします。歳出でございます。

1 款 総務費 1 項 総務管理費 2 目 施設管理費 53 万 5,000 円。繰越金の額と同じ額を、修繕料として追加するものでございます。

次のページをお願いいたします。

議案第 14 号 令和 3 年度上小阿仁村下水道事業特別会計補正予算（第 2 号）であります。

令和3年度上小阿仁村下水道事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

第1条 既定の歳入歳出予算のうち、歳入予算を組み替えるものとする。というものでございます。

62ページ、63ページをお開きください。歳入でございます。

3款 1項 1目 繰越金に、4万7,000円の追加であります。前年度繰越金であります。それと同じ額を、2款 1項 2目の基金繰入金から減額するものでございます。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（伊藤敏夫） はい、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤幹雄） 予算関係議案の65ページをご覧ください。

議案第15号 令和3年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算

令和3年度上小阿仁村介護保険事業勘定特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算補正、第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,355万4,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億5,505万7,000円とするものであります。

内容につきましては72ページ、73ページをご覧ください。歳入であります。

3款 国庫支出金 2項 国庫補助金 4目 システム改修費補助金71万円の増額であります。7目 保険者機能強化推進交付金 1節 現年度分28万7,000円の増額であります。8目 1節 介護保険保険者努力支援交付金32万5,000円の増額であります。

4款 1項 支払基金交付金 1目 介護給付費交付金 2節 過年度分280万円の増額であります。令和2年度の決算によるものであります。

7款 繰入金 1項 一般会計繰入金 4目 1節 その他一般会計繰入金98万4,000円の増額は、システム改修費によるものです。2項 1目 基金繰入金 1節 財政調整基金繰入金756万4,000円の減額は、令和2年度の精算により、償還金分が923万7,000円に対し、本年度予算額1,680万1,000円の差となっております。

8款 1項 1目 1節 繰越金3,601万2,000円の増額であります。前年度繰越金であります。

次のページ、74ページ、75ページをお開きください。歳出であります。

1款 総務費 1項 総務管理 1目 一般管理費169万4,000円の増額であります。18節 負担金補助及び交付金で、介護保険システム改修の負担金であります。

6款 諸支出金 1項 償還金及び還付加算金 2目 償還金1,161万4,000円の増額であります。22節 償還金利子及び割引料の内訳は、主なものとして、介護給付費の返還金の国分が、853万5,000円となっております。令和2年度に交付を受けた交付金等で精算に伴う返還金を追加するものであります。

6款 諸支出金 2項 1目 一般会計繰出金2,024万6,000円の増額であります。27

節 繰出金 その他一般会計繰出金で、令和2年度に繰入れた額の精算に伴う一般会計への繰出金であります。

次に77ページをご覧ください。

議案第16号 令和3年度上小阿仁村後期高齢者医療特別会計補正予算。

令和3年度上小阿仁村後期高齢者医療特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算補正、第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ59万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,568万1,000円とするものでございます。

内容につきましては、84ページ、85ページをお開きください。歳入であります。

4款 1項 1目 繰越金の59万4,000円の増額は、令和2年度の精算に伴うものでございます。

次のページ、86ページ、87ページをお開きください。歳出であります。

2款 1項 1目 後期高齢者医療広域連合納付金59万4,000円の増額であります。これにつきましても、令和2年度の精算に伴うものであります。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（伊藤敏夫） これより質疑を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第11号から議案第16号までは、総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第21 議案第17号 上程・付託

○議長（伊藤敏夫） 次に日程第21 議案第17号 上小阿仁村過疎地域持続的発展計画（令和3年度～令和7年度）の策定についての件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。はい、総務課長。

○総務課長（田村秀幸） 提出議案の13ページをお開き願います。

議案第17号 上小阿仁村過疎地域持続的発展計画の策定についてであります。令和3年度から令和7年度まで5年間における上小阿仁村過疎地域持続的発展計画を、別添のとおり定めることについて、議会の議決を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第8条の規定によるものであります。今後、過疎地域の振興に必要な事業の追加、変更等につきましては、議会とご相談申し上げながら、進めていくことになるますので、よろしくお願いたします。

説明は以上でございます。

○議長（伊藤敏夫） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第17号は総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 2 2 議案第 1 8 号 上程・付託

○議長（伊藤敏夫） 次に日程第 22 議案第 18 号 上小阿仁村過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についての件を議題といたします。提案理由の説明を求めます。はい、住民福祉課長。

○住民福祉課長（齊藤幹雄） 提出議案の 14 ページをご覧ください。

議案第 18 号 上小阿仁村過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例について。

上小阿仁村過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例についてであります。

上小阿仁村過疎地域自立促進のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を別記のとおり提出するものであります。

提案理由、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法等の施行に伴い、上小阿仁村における産業振興に資するため固定資産税の課税免除の措置を講ずるための条例改正が必要なことから、この条例案を提出するものであります。

主な改正点としては、時限法である、過疎地域自立促進特別措置法が、令和 3 年 3 月 31 日で失効し、新たな過疎地域の持続的発展支援に関する特別措置法が制定されました。新たに定められる予定の、上小阿仁村過疎地域持続的発展計画に記載された、産業振興地域内において、村の振興すべき農地や一定要件のもと、固定資産税の課税免除の適用期間を、令和 6 年の 3 月 31 日まで 3 年間、延長するものであります。

説明は以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（伊藤敏夫） これより質疑を行います。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（伊藤敏夫） 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

議案第 18 号は総務産業常任委員会に付託いたします。

日程第 2 3 陳情 上程・付託

○議長（伊藤敏夫） 日程第 23 陳情の件を議題といたします。

本定例会において受理した陳情は、お手元に配布の陳情文書表のとおりでありますので、総務産業常任委員会に付託いたします。

散 会

○議長（伊藤敏夫） 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。本日はこれにて散会いたします。

ご苦労さまでございました。

15 時 50 分 散会